

# 令和5年度 昭和村空き家解体補助金

昭和村では、良好で快適な生活環境の形成を図るため、予算の範囲内において、空き家の解体工事費の一部を補助します。(令和8年度まで)

## 補助対象となる空き家

※いずれにも該当する空き家が対象となります。

- ・ 村内に存し、個人が所有する空き家
- ・ 1年以上居住その他の使用がされていないこと
- ・ 一戸建て住宅もしくは併用住宅であること
- ・ 所有権以外の権利が設定されていないもの
- ・ 公共事業による移転等の補償の対象でないもの
- ・ 不動産販売、貸付、駐車場経営等を業とするものが当該業のために行う解体でないこと
- ・ 昭和村が扱う他の同様の補助金等の交付を受けていないこと

## 補助対象者

※いずれにも該当する方が対象となります。

- ・ 空き家の登記事項証明書に所有者として記載されている者  
(未登記の場合は固定資産課税台帳に登録されている者)  
ただし、所有者が死亡している場合はその法定相続人
- ・ 本人およびその属する世帯の全員が、村税等を滞納していないこと
- ・ 空き家所有者と土地所有者が異なる場合は、解体について土地所有者全員の同意が得られている者
- ・ 昭和村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者
- ・ 補助金の交付は補助対象者1人につき1回を限度とする

## 補助対象となる工事

交付決定前の着工は補助対象外!

- ・ 空き家の全てを解体、撤去し更地にする工事
- ・ 村内および利根沼田管内に本店または主たる事業所を有する者が施工する工事
- ・ 解体工事を施工することができる建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けた者が施工する工事

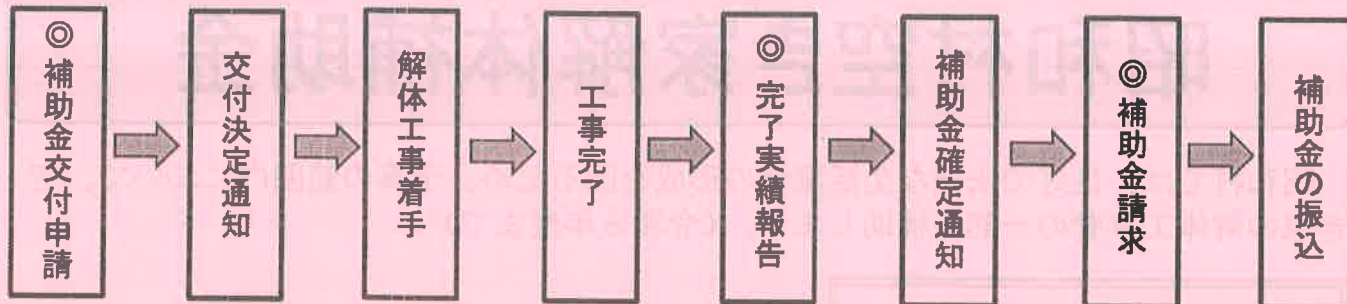
## 補助金額

補助対象工事に要する費用の1/2

最大 **50** 万円

## 手続きの流れ

◎は申請者が行う手続き



## 手続きに必要な書類

※ この他にも、必要書類を提出していただく場合があります。  
※ 申請書等は、村ホームページまたは企画課窓口で取得できます。

### 【交付申請時】

- 空き家解体補助金交付申請書(様式第1号)
- 登記事項証明書(建物・土地) ※未登記の場合は固定資産税課税台帳の写し等
- 空き家の着工前現況写真
- 空き家の敷地内見取り図
- 工事に係る見積書の写し(補助対象経費の内容を明確にすること)
- 1年以上使用されていない空き家であることが確認できる書類
- 施工業者の建設業法の許可または建設リサイクル法の登録を受けたことを証する書類の写し
- 同意書(空き家所有者と土地所有者が異なる場合)
- 確約書(未相続や共有持分者がいる場合)
- 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)

### 【完了実績報告時】

- 工事完了実績報告書(様式第6号)
- 対象工事に係る領収書の写し(補助対象経費の内容を明確にすること)
- 工事完了後の写真
- 建設リサイクル法第10条第1項に規定する届出書の写し(同法第9条第1項に規定する解体工事の場合)

## 申請受付

- 補助金を受けるには様々な条件がありますので、事前に下記窓口へご相談ください。
- 受付開始：令和5年4月3日(月)から ※土・日・祝日は除く

## 注意事項

- 交付決定前に着手した工事は、補助対象外となります。
- 実績報告書は工事完了から30日以内または完了年度の3月末日のいずれか早い日までに提出する必要があります。
- 補助金の支払いは実績報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担することになります。
- 偽りその他の不正の手段等により交付決定を受けたときは、その全部または一部を返還していただくことがあります。
- 解体後の跡地管理を適正に行ってください。
- 建築物を解体することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、土地の税額が増額となる場合があります。詳しくは村税務課までお問い合わせください。
- 解体後は家屋滅失申告書を村税務課に提出してください。

■ お問合せ 昭和村役場 企画課広報統計係 TEL 0278-24-5111 (内線141)  
〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字系井388 URL <https://www.vill.showa.gunma.jp>

# 令和5年度 昭和村税等納期限一覧表

納期	税 目 等	納期限 (振替日)	口座利用の方 (再振替日)
4月	保育料 4月分 介護保険料1期 学校給食費4月分 後期高齢者医療保険料1期	令和5年 5月 1日(月)	
5月	固定資産税1期 軽自動車税全期 水道料金・下水道使用料1期	令和5年 5月31日(水)	令和5年 6月15日(木)
6月	村県民税1期 介護保険料2期 後期高齢者医療保険料2期	令和5年 6月30日(金)	令和5年 7月14日(金)
7月	国民健康保険税1期 水道料金・下水道使用料2期	令和5年 7月31日(月)	令和5年 8月15日(火)
8月	固定資産税2期 村県民税2期 国民健康保険税2期 介護保険料3期 後期高齢者医療保険料3期	令和5年 8月31日(木)	令和5年 9月15日(金)
9月	国民健康保険税3期 水道料金・下水道使用料3期	令和5年 10月2日(月)	令和5年 10月13日(金)
10月	村県民税3期 国民健康保険税4期 介護保険料4期 後期高齢者医療保険料4期	令和5年 10月31日(火)	令和5年 11月15日(水)
11月	国民健康保険税5期 水道料金・下水道使用料4期	令和5年 11月30日(木)	令和5年 12月15日(金)
12月	固定資産税3期 国民健康保険税6期 介護保険料5期 後期高齢者医療保険料5期	令和5年 12月25日(月)	令和6年 1月15日(月)
1月	村県民税4期 国民健康保険税7期 水道料金・下水道使用料5期	令和6年 1月31日(水)	令和6年 2月15日(木)
2月	固定資産税4期 国民健康保険税8期 介護保険料6期 後期高齢者医療保険料6期	令和6年 2月29日(木)	令和6年 3月15日(金)
3月	国民健康保険税9期 水道料金・下水道使用料6期	令和6年 4月 1日(月)	令和6年 4月15日(月)

\*振替日が各税等の納期限になっています。また再振替については、現在のところ村県民税・固定資産税  
軽自動車税・国民健康保険税のみ実施しています。

\*村県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収者については、年金の支払月  
となります。

# 昭和村の主な子育て支援

## 結婚・妊娠・出産・住まい支援

### ① 結婚新生活支援事業

婚姻に伴い生じた家賃や引っ越し費用などを助成 最高60万円

### ② 新築住宅・住宅リフォーム補助金

一定の条件を満たす方に助成 最高100万円・最高20万円

### ③ 不妊治療費助成事業

自己負担金や保険給付外の治療費について助成

### ④ 誕生祝金

お子様の誕生祝いとして、ひとりごとに10万円支給

## 乳幼児支援

### ⑤ おむつ等乳児日常生活用品購入費助成

誕生してから2歳の誕生日の月まで、月額4,000円支給

### ⑥ 第2子以降の保育料無料

第1子の保育料について完納後30%を支援

第2子以降の保育料無料、0歳～2歳児非課税世帯保育料無料

### ⑦ 保育園完全給食実施

保育園完全給食実施、副食費は無料

### ⑧ 地域子育て支援センター

村内2カ所に支援センターを設置

## 小中学生への支援

### ⑨ 学童保育

村内3カ所の小学校区単位ごとに学童クラブを設置

### ⑩ 給食費補助

児童生徒の学校給食費を一人あたり月額1,000円補助

### ⑪ 対外試合等補助事業

関東大会以上等へ参加する小中学生に交通費や宿泊費を補助

### ⑫ 英語検定料補助事業

英語教育のために英語検定料を補助

## 医療費支援

### ⑬ 福祉医療費助成

子どもの医療費の全額支給

(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)

### ⑭ インフルエンザ予防接種費用一部補助

生後6ヶ月から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費用一部補助

### ⑮ おたふくかぜ予防接種費用一部補助

対象年齢でのおたふくかぜ予防接種費用を2回まで一部補助

※詳細は裏面をごらんください



## 結婚・妊娠・出産・住まい支援

- ① 結婚新生活支援事業 担当 企画課  
婚姻に伴い生じた家賃や引っ越し費用などを助成し新生活を支援します。  
(要件 夫婦ともに39歳以下、夫婦の合計所得500万円未満など)。30万円(夫婦ともに29歳以下の場合は60万円)。
- ② 新築住宅・住宅リフォーム補助金 担当 建設課  
【新築住宅補助金】45歳以下の夫婦で新築後10年以上昭和村に居住すること。最高100万円  
【リフォーム補助金】要件を満たした20万円以上の工事で、工事金額の100分の10に相当する額。最高20万円。
- ③ 不妊治療費助成事業 担当 健康福祉課  
保険給付後の自己負担金や保険給付外の治療費について助成いたします。  
1子ごとに10回程度、1回あたり助成限度額15万円(申請が必須なので詳しくは問い合わせください)。
- ④ 誕生祝金 担当 健康福祉課  
お子様の誕生祝いとして、赤ちゃんを養育する父または母にお子様ひとりに10万円支給いたします。  
申請が必須なので担当課へお問い合わせください。

## 乳幼児支援

- ⑤ おむつ等乳児日常生活用品購入費助成 担当 健康福祉課  
誕生されてから2歳の誕生日の月まで、月額4,000円を支給します。  
支給は年2回(5月と11月)にまとめて支給となります。
- ⑥ 第2子以降の保育料無料 担当 健康福祉課  
第1子の保育料について完納後30%を支援します。  
第2子以降の保育料は無料化しています。0歳から2歳児までの園児で非課税世帯は保育料無料となります。
- ⑦ 保育園完全給食実施 担当 健康福祉課  
主食(ご飯等)を保育園で用意する完全給食を実施しています。  
副食費の全額を補助し無料です(保育園通所する園児)。
- ⑧ 地域子育て支援センター 担当 健康福祉課  
村内2カ所に支援センターを設置しています。利用する場合は事前に保育園へお申し込みください。  
(村立) 第一保育園 TEL 0278-22-2331 (社法) 子育て保育園 TEL 0278-24-6023

## 小中学生への支援

- ⑨ 学童保育 担当 社会福祉協議会  
村内3カ所の小学校単位ごとに学童クラブを設置しています。利用は通年と1日のみの利用もできます。
- ⑩ 給食費補助 担当 教育委員会  
村内に通う児童生徒の学校給食費を一人あたり月額1,000円補助します。
- ⑪ 対外試合等補助事業 担当 教育委員会  
スポーツ活動・文化芸術活動の振興を目的として、関東大会以上の大会へ参加する小学生及び中学生にかかる交通費や宿泊費を補助し、保護者の子育てを支援します。なお優秀な成績を収めた場合は報奨金も支給します。
- ⑫ 英語検定料補助事業 担当 教育委員会  
英語教育のために英語検定料補助事業を実施しています。学校での団体受験に限り検定料の半額を補助します。

## 医療費支援

- ⑬ 福祉医療費助成 担当 住民課  
子どもの医療費の全額支給(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)を行っています。
- ⑭ インフルエンザ予防接種費用一部補助 担当 健康福祉課  
生後6ヶ月から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費用の一部を補助します。  
申請が必要となります(上限助成額4,000円)。
- ⑮ おたふくかぜ予防接種費用一部補助 担当 健康福祉課  
対象年齢でのおたふくかぜ予防接種について2回まで費用の一部を補助します。  
申請が必要となります(1回7,000円)。

問い合わせ 昭和村役場 TEL 0278-24-5111 各担当課へ

昭和村教育委員会 TEL 0278-24-5120

昭和村社会福祉協議会 TEL 0278-20-1126